

くらし Living Information 百科

問は問い合わせ先です

償却資産の申告を忘れずに

問 税務課固定資産課係 ☎ 22-13313

市内で事業を営むため、左表に例示の機械や器具、備品といった償却資産を所有している個人や法人の方は、地方税法の規定により毎年1月1日現在における償却資産の所有状況を申告しなければなりません。固定資産台帳や減価償却費明細書を必ず確認の上、期限内までに申告書を提出してください。

●償却資産の対象となる主な資産例(業種別)

業種	資産名称
全業種共通	駐車場舗装(アスファルト)、門・堀、エアコン、監視カメラ、受変電・自家発電などの電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、広告設備、内装テナントが施工したものなど
一般事業所(事務所)	パソコン、コピー機、ロッカー、エアコン、応接セット、キャビネット、金庫など
不動産賃貸(アパート、駐車場など)	自転車置場、屋外灯、屋外の給排水ガス設備、駐車場機械設備、駐車場舗装、門・堀、エアコン、そのほかの屋外設備など
小売店・飲食店	レジスター、自動販売機、ガスレンジなどの厨房用品、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、陳列ケース、エアコン、看板、内装(テナントが施工したもの)など
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機、エアコンなど
ガソリンスタンド	独立キャノピー、給油装置、洗車装置、屋外照明設備、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除害設備、ホイールバルサン、コンプレッサーなど
建設業	ブルドーザーやスライパーなどの建設用大型特殊自動車、掘削機、測量機器など
理容・美容業	サインポール、理美容いす、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、テレビ、エアコン、レジスター、内装(テナントが施工したもの)など
病院	ベッド、手術台、X線装置などの医療用機器、エアコン、給食用厨房用品、看板、内装(テナントが施工したもの)など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
自動車修理業	測定・検査工具、旋盤、プレス機、圧縮機、舗装路面など
娯楽業	パチンコ台、スロット機、テレビゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場ネット設備、テニスコートなど
印刷業	各種製版機および印刷機、裁断機、製本設備など

なお、昨年申告された方には通知書や申告書などを郵送していません。用紙が届いていない方や足りない方は、昨年新たに事業を始められた方はお問い合わせください。

●申告期限 1月31日(水)

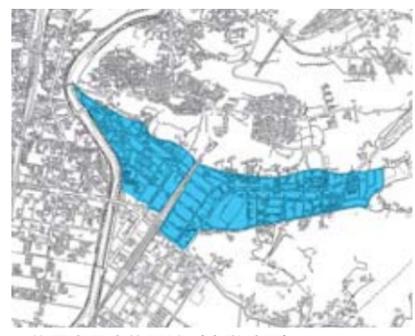
●提出先 市庁舎1階税務課固定資産課係

※市内の事業者には償却資産を貸し付けている方も対象となります。

鷹巣土地画整理事業区域内の住居表示を実施します

問 鷹巣土地画整理課 ☎ 22-13325

住居表示は、市街地における住所の表示方法を「〇丁目〇番〇号」という合理的で分りやすいものに改め、市民生活の利便性向上を図るものです。市では、鷹巣土地画整理事業区域内の住居表示実施を2月中旬に予定しています。実施区域内の皆様にはあらかじめ通知書をお送りしますので、ご理解と協力をお願いします。



▲住居表示実施区域(鷹巣地区)

20歳になると国民年金への加入が義務付けられます

問 20歳の皆さん、ご成人おめでとうございます。国民年金は、国が責任を持って運営する公的年金制度で、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人に法律で加入が義務付けられています。

国民年金は老後の生活保障だけでなく、病気や事故で障害者となつてしまったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、不測の事態が発生したときの生活を保障する役割も持っています。保険料を納付して年金を受け取れることは、義務であり権利です。国民年金の意義と役割を踏まえ、月々の支払いなどにご協力ください。よろしくお願いいたします。

■保険料を納められないときは 学生や20代の方で月々の支払いが困難な場合に、納付が猶予される制度があります。猶予が承認された期間は、障害年金などの保障が受けられます。申請もせず、未納のまま放っておくのは、自ら年金を受ける権利を放棄するようになるものです。あなた自身のために、国民年金の免除制度は、正しい申請でご利用ください。

◎大原社会保険事務所 ☎ 0224-5113111
市民課国民年金相談係 ☎ 22-13312

所得区分	法に基づく月額負担上限額	平成18年度	平成19年度	平成20年度
生活保護受給世帯	0円	-	-	-
低所得①(※1)	15,000円	3,750円	7,500円	11,250円
低所得②(※2)	24,600円	6,150円	12,300円	18,450円
市民税課税世帯	37,200円	9,300円	18,600円	27,900円

障害者福祉サービスの利用者負担軽減措置を実施します

問 障害者自立支援課 ☎ 22-13325

障害者自立支援法で導入されたサービス量と所得に応じた定率負担による利用者負担の軽減措置を1月利用分より実施します。

●実施期間 平成19年1月利用分から3年間(平成18~20年度)

●負担軽減率 障害者自立支援法に基づく所得区分ごとの月額負担上限額を18年度は4分の1に、19年度は4分の2に、20年度は4分の3にそれぞれ引き下げます。

●所得区分ごとの軽減措置の内容

※1. 低所得①とは、市民税非課税世帯で本人の年収が80万円以下の世帯をいいます。

※2. 低所得②とは、市民税非課税世帯で低所得①以外の世帯をいいます。

個別減免など、ほかの負担軽減措置の適用を受けて、表中の「法に基づく月額負担上限額」より低い月額負担上限額となっている方は、その月額負担上限額と本市独自の軽減後の金額を比較し、低い方を適用します。

●対象となる障害福祉サービス 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立支援、就労移行支援、就労継続支援、行動生活援助など、障害者自立支援法第5条で規定された法定サービス

※高額障害福祉サービス費(法定給付)に該当する場合は法律が優先するため、自己負担の「軽減策」は適用されません。

軽減措置の詳細については、福祉事務所自立支援係(福岡蔵本字茶園62-1、総合福祉センター内)までお問い合わせください。

◎福祉事務所自立支援係 ☎ 22-1400

就学援助(要保護 準要保護)制度があります

問 農業委員会選挙人名簿の登録申請にご協力ください

小中学校に来春入学または在学中の児童生徒の保護者の方で、経済的な理由から就学準備などに支障を来す方のために、就学援助制度があります。就学援助申請が認定されると、給食費や学用品費などが支給されます。希望される方は、1月中旬に就学予定校または在学校へお申し込みください。現在援助を受けている方も、引き続き希望される場合は申請が必要です。

◎学校教育課 ☎ 22-13342

農業委員会選挙人名簿は、有権者からの申請に基づいて、毎年1月1日現在で調製されます。次の条件に該当する方は、平成19年1月1日現在の状況を「農業委員会選挙人名簿登録申請書」に記入・押印して、1月10日までに提出してください。

※登録申請書は、自治会長などの農業委員会協力が12月下旬に配布し、1月上旬に回収します。期間内に申請書が届かない場合はお問い合わせください。

●選挙権を有する方 市内に住所を有する、昭和62年4月1日までに生まれた満20歳以上の方で、次の要件を備える方

① 10アール以上の農地について、耕作業務を営む方

② ①の同居親族(6親等内の血族または3親等内の姻族)またはその配偶者の方で、年間におおむね60日以上耕作に従事する方

③ 10アール以上の農地について耕作業務を営む農業生産法人の組合員または社員の方で、年間におおむね60日以上耕作に従事する方

●選挙人名簿の縦覧について 期間 2月23日(金)~3月9日(金) 場所 市庁舎4階選挙管理委員会事務局 ☎ 22-1256

株東日本ひまわり福祉センターが社会福祉法人に移行します

問 株東日本ひまわり福祉センター ☎ 22-13361

平成19年1月から株東日本ひまわり福祉センターで実施している福祉事業が「社会福祉法人白石ひまわり」に移管されるため、次の通りの取り扱いになります。

●福祉タクシ！外出支援サービス 事業移管手続きのため、同法人の営業を1月から3月まで休止します。休止中は助成券記載の別の事業者をご利用ください。

●在宅老人等紙おむつ給付事業 対象者のうち、株東日本ひまわり福祉センターを納入薬局に指定していた方の受給者証は、1月以降もそのまま使用できます。

◎長寿課 ☎ 22-13361
◎福祉事務所 ☎ 22-1400

平成19年1月1日現在で調製される農業委員会選挙人名簿は、有権者からの申請に基づいて、毎年1月1日現在で調製されます。次の条件に該当する方は、平成19年1月1日現在の状況を「農業委員会選挙人名簿登録申請書」に記入・押印して、1月10日までに提出してください。

※登録申請書は、自治会長などの農業委員会協力が12月下旬に配布し、1月上旬に回収します。期間内に申請書が届かない場合はお問い合わせください。

●選挙権を有する方 市内に住所を有する、昭和62年4月1日までに生まれた満20歳以上の方で、次の要件を備える方

① 10アール以上の農地について、耕作業務を営む方

② ①の同居親族(6親等内の血族または3親等内の姻族)またはその配偶者の方で、年間におおむね60日以上耕作に従事する方

③ 10アール以上の農地について耕作業務を営む農業生産法人の組合員または社員の方で、年間におおむね60日以上耕作に従事する方

●選挙人名簿の縦覧について 期間 2月23日(金)~3月9日(金) 場所 市庁舎4階選挙管理委員会事務局 ☎ 22-1256

Do you know? **知ってる?**

「知らない振り込み詐欺」

問 いきいきライフ消費生活相談室 ☎ 22-0783 (相談日 月・水・金 9時~16時)

新年明けましておめでとうございます。今年も悪質業者に負けないようにと、神明社の元朝参りで誓いました。

今年も住み良い白石になるように、皆さんと共に頑張りたいと思います。

●振り込み詐欺 これまで「振り込み詐欺」の被害は市内には無いと聞いていましたが、昨年11月に、「息子と思ひ込み、556万円を振り込んでしまった」という被害が発生しました。明日はわが身です。不審な電話には充分気を付けましょう。誰もが自分にはそのような電話がかかってくると思っていないかもしれません。悪質業者はそういう心の隙間に入り込んできます。常日ごろから家族間で確認をしっかりとっておくことが大事です。家族に成り済まして「電話番号を変更した」と電話してくる場合もありますので、必ず本人確認を取りましょう。小まめに本人の確認を取ることで、元気が頑張っているという確認もできます。

●架空請求もまだまだ衰えていません。最近、はがきや封書で送られてくるようです。一度配達されると、その後何度も送られてきますので、根気強く無視し続けてください。絶対に連絡してはいけません。

業者は文中で「万が一身に覚えの無い方は、早急にご連絡ください」、「訴訟を取り下げてほしい場合は、書面到着後3日以内にご連絡ください」と消費者を慌てさせ、連絡させようとしています。こういった手口にだまされないよう、十分注意してください。

●海外宝くじ詐欺 「海外宝くじ詐欺」も衰えていません。昨年1人に10通以上送られてくるケースもありました。相談から帰るとまた配達されている。これも消費者心理を乱すものです。いかにも何千万円が当選したかのような文面で「早く受け取る手続きをしてください」と要求しますが、これらはあくまでも「当たるチャンスに2千円で挑戦してみませんか」というだけの勧誘です。

また、「8千円で何千万円のご融資をします」というダイレクトメールも配達されているようですが、これも悪質な申込金稼ぎです。商工会議所などに確認するのも良いと思います。

このように、次から次へと新手法が出てきていますので、不審な情報が送られてきた場合には、関係する公的機関や最寄りの警察署、消費生活相談室まで早めにご相談ください。